

海外経済要録

米州諸国

◇ニクソン大統領の一般教書

ニクソン大統領は1月30日、恒例の一般教書を議会に提出した。同教書において大統領は、平和と豊かな生活の実現を自賛するとともに、「内外ともに多難な情勢にあるが、米国はリセッションに落ち込むことはない」と述べ、74年の政策目標としては、①エネルギー危機の克服、②中東和平達成を含む世界平和の推進、③インフレ抑制、④健康保険制度の確立、⑤福祉制度の改善、⑥通貨・通商問題を含む国際経済のわく組み改革、など10項目を掲げている。主要点は次のとおり。

- (1) エネルギー危機の影響は依然として深刻であり、安価なエネルギーが無限に供給される時代は終わった。われわれは引き続きエネルギー消費を節約するとともに、国内供給の増大により海外依存度の引下げを図る一方、国際的には石油のような重要資源の価格が不当に高く引き上げられることは国際経済関係を脅かすものであるため、石油価格が妥当な水準となるよう努力するであろう。エネルギー問題に対処するため、①エネルギー特別法、②石油業者に対する超過利得税法、③石油危機により生じた失業を救済するための失業保険制度、などの立法措置の早期実現を議会に要請する。
- (2) 昨年悪化をみたインフレをこれ以上加速することなく景気後退を防止するため、経済政策の運営にあたっては健全中道路線(a sound middle road)をとる。しかし、深刻な景気後退のおそれが表面化した場合には、景気支持のため敏速かつ断固たる措置を実施する。
- (3) われわれは平等かつ効率的な国際経済関係を築かなければならない。国際通貨制度や国際貿易の面でもすでに大きな進展をみているが、今後もしんぼう強く交渉を続ける必要がある。議会に対して通商法案の早期成立を要請しているのも、貿易制限を緩和し公平な国際経済体制の実現を図るためである。また、発展途上国に対する援助拡大にも引き続き努力を払うであろう。
- (4) 米国は、ここ10年来はじめて平和な時を享受しており、かつて対立していたソ連とも協同関係を回復している。中東問題解決にあたっては、米国はソ連の協

力を背景に中心的役割を演じた。この間、米国と同盟国との関係については、西欧や日本の経済力や政治力が変化していることから、これまでの協調関係を損なうことなく、これを調整しなければならない。そうすることがわれわれが求める平和の基盤となるのであり、平和の確立こそ、自分が8年間大統領の職にあって残したいと思っている最大の遺産である。

◇ニクソン大統領の経済報告

ニクソン大統領は2月1日、1974年の経済報告を議会に提出した。経済報告およびそれに付属する大統領経済諮問委員会報告の主要点は次のとおり。

- (1) 新経済政策実施以降2年半の間に、米国は生産増大と失業減少、国際収支赤字改善の面で大きな進歩を記録した。しかし74年には、これまでのインフレ、失業、国際収支の問題にエネルギー問題が加わっている。
- (2) こうした情勢下、①過度な景気後退の防止、②燃料価格上昇の波及によるインフレ高進の抑制、③物価安定と経済成長の実現、を政策目標とする。不確定要因の多い現状においては、これらの目標達成には敏速かつ弾力の行動が必要であるが、当面の主要方針は次のとおり。①予算は警戒中立型とし、必要な場合には補正する、②雇用や生産の減少を最小限に抑えるようなやり方で石油不足に対処する。なお、石油会社のもうけ過ぎによる高価格を避けるため超過利得税を提案する、③賃金・価格規制の段階的撤廃を図る。

なお、インフレ抑制については、近年一時的に自由経済から離脱し、賃金・価格規制を実施したが、これは短期的には有効であったものの、全般的な規制の継続はインフレの解決にはならないことが明らかになったため段階的に撤廃する。

- (3) 74年の経済は、実質GNPは上期中一時的に低下する可能性があるが、下期には潜在成長率をやや上回るテンポで増加し、物価は年初は高進を続けるものの、その後は73年の上昇テンポをかなり下回る水準へ抑制できるであろう。この結果、GNPは名目13,900億ドルと前年比8%増、実質で1%増となり、GNPデフレーター上昇率は7%、失業率は5.5%強となることが予想される。これを需要項目別(名目)にみると次のとおり。

個人消費	8%増	(前年 10.8%増)
設備投資	12%増	(" 15.1%増)
住宅投資	15%減	(" 7.4%増)
在庫投資	20億ドル増	(" 14億ドル増)

純輸出	0 (前年	+46億ドル)
連邦政府購入	10%増(〃	2.4%増)
地方政府購入	12%増(〃	13.2%増)

(注) 「前年」は速報計数。

(4) 対外面では、73年には貿易収支の著しい改善のほか、年後半のドル相場のかんりの回復により、米国は自国の立場を強化したのみならず、国際通貨および貿易制度の改革、強化にリーダー・シップを発揮した。74年には、国際通貨制度改革をさらに前進させる必要があるほか、貿易問題については、非関税障壁、農産物貿易、セーフガード、輸出補助金、資源等の問題解決を中心に貿易交渉を進め、国際貿易体制を確立することが必要である。なお、石油問題については、石油消費国会議の開催をはじめ、国際収支赤字国のファイナンスの手段拡充等各分野にわたる国際協力を推進する。

◇ニクソン大統領の予算教書

ニクソン大統領は2月4日、1975会計年度(1974年7月～75年6月)の予算教書を議会に提出した。同教書では本年度予算を、インフレを抑制しつつ雇用水準を維持することを目標とした「警戒的中立型(moderately restraint)」予算と称しているが、今後景気が予想以上に落ち込む場合には弾力的な財政措置(contingency program)をとることを明らかにしている点が特徴的である。なお内容的には、エネルギー関係支出のほかは新規施策に乏しく、予算の硬直化(歳出の約75%が固定<uncontrollable>経費、歳出増加額の90%が既存の法律に基づく支出増)が目だっている。概要は次のとおり。

(1) 予算規模は、歳入2,950億ドル(前年度実績見込み比+9.3%)、歳出3,044億ドル(同+10.8%)で、収支じりは94億ドルの赤字(前年度実績見込み47億ドルの赤字)となっている。なお、完全雇用予算ベースにおける収支じりは80億ドルの黒字(前年度見込み同40億ドル)、国民所得勘定ベースでは86億ドルの赤字(前年度見込み47億ドルの赤字)となる。

(2) 歳入面では、景気鈍化を背景に税収の伸びは個人所得税をはじめいずれも前年度(実績見込み)を大きく下回るものと見込んでいる。なお、税制については石油業者に対する超過利得税(Windfall Profit Tax、約30億ドルの見込み)の新設が提案されているのみで、その他の増減税は含まれていない。

(3) 歳出面では、教育・労働、医療・厚生、社会保障等の人的資源関係支出が、失業保険や公的補助等の社会保障費の増高(前年度実績見込み比+17.8%)を中心に

米国の1975年度予算案

(単位・億ドル)

	1975年度 予算案	1974年度 実績見込み
歳入	2,950(9.3)	2,700(16.3)
歳出	3,044(10.8)	2,747(11.3)
収支(Δ)じり	Δ 94	Δ 47
歳入内訳		
個人所得税	1,290(9.3)	1,180(14.3)
法人税	480(11.6)	430(18.8)
社会保障税	856(9.9)	779(20.8)
消費税	174(1.8)	171(4.9)
その他	150(7.1)	140(16.7)
歳出内訳		
国防費	877(8.8)	806(6.1)
国際関係	41(5.1)	39(30.0)
宇宙開発	33(3.1)	32(Δ 3.0)
農業関係	27(Δ 32.5)	40(Δ 35.5)
天然資源	31(5.2倍)	6(—)
商業・運輸	134(Δ 0.7)	135(3.1)
都市開発・住宅	57(5.6)	54(31.7)
教育・労働	115(6.5)	108(5.9)
医療・厚生	263(12.9)	233(26.6)
社会保障	1,001(17.8)	850(16.3)
復員軍人	136(2.3)	133(10.8)
国債利子	291(4.7)	278(21.9)
一般行政費	68(—)	68(23.6)
一般交付金	62(1.6)	61(Δ 7.6)
その他(重複控除等)	Δ 107	Δ 100
(参考)		
完全雇用予算ベース		
歳入	3,110(11.9)	2,780(14.4)
歳出	3,030(10.6)	2,740(11.8)
収支(Δ)じり	80	40
国民所得勘定ベース		
収入	3,048(8.7)	2,805(15.3)
支出	3,134(9.9)	2,852(11.8)
収支(Δ)じり	Δ 86	Δ 47

(注) カッコ内は前年度比増減(Δ)率(%)。

歳出項目の構成比推移

(単位・%)

	1975年度 予算案	1974年度 実績見込み	1973 年度	1972 年度	1971 年度
国防	28.8	29.3	30.8	33.8	36.7
人的資源計画	49.8	48.1	46.1	44.2	41.9
その他	21.4	22.6	23.1	22.0	21.4

(注) 「人的資源計画」の予算は、教育・労働、医療・厚生、社会保障、復員軍人の各支出合計額。

同 14.4%増加している一方、国防費は人件費増や新たな戦略核兵器の開発等を計上しているもの同 8.8%増にとどまっている。なお、エネルギー開発に関しては、今後5年間に100億ドル支出する計画を打ち出し、初年度の75年度には原子力発電のための高速増殖炉開発や石炭のガス化等を中心に16億ドルを計上している。

◇ニクソン大統領の国際経済報告

ニクソン大統領は2月7日、議会に対し国際経済報告を提出した。同報告では、「昨年米国は対外経済面での目標達成に向かって大きな前進を示したが、同時に食糧およびその他の原料品の供給不足、石油価格の高騰などの厳しい試練が国際的な協力関係を脅かした。こうした情勢下、各国が世界経済の動きから自らを隔離することはますます困難になっており、貿易および国際通貨制度の改革についての各国の協議を進めることが緊要であり、世界経済における自由と公平を確保するための国際的なルールとガイドラインの確立に努力しなければならない」として、これらの問題についての米国の考え方を表明している。概要は次のとおり。

- (1) 国際通貨制度改革についてはC-20で討議が進められているが、これに関連する問題として、
 - イ、変動相場制は大部分の専門家の予想以上にうまく機能しており、不確定要因の多い現状では固定平価制度へ復帰するのは賢明ではない。
 - ロ、為替切下げ競争等为了避免するために、過渡的措置として変動相場制下の市場介入に関する一般的なガイドラインの設定に各国が合意することが望ましい。
 - ハ、国際収支調整のメカニズムについて、米国と各国の主張が分かれているが、対外準備の変化等の客観的指標に基づき、しかも黒字国、赤字国双方に対称的な調整メカニズムが必要である。
- (2) 発展途上国に対する援助拡大の手段として後進国の主張のようにSDRと援助をリンクさせることはSDRに対する信認を低下させ、ひいては主要準備資産としてのSDRの機能を損なうため適切ではない。
- (3) 国際通貨および貿易制度の改革を進めるためには国際投融資の問題を見過ごしえない。多国籍企業の問題も結局は国際投融資一般の問題に帰着すると思われる。国際投融資に関する包括的な国際協定がただちに成立するとは思われないが、個々の現実問題を処理するうえでの協調やガイドラインの設定が徐々に進展するであろう。
- (4) 米国の発展途上国に対する経済政策は、持てる国と

持たざる国との間の経済的相互依存関係の強まり、発展途上国の多様化および産油国の開発援助能力の向上という新しい現実を踏まえたものでなければならないが、発展途上国を援助することは米国自身にとっても利益になることであり、この面でも引き続き重要な役割を果たすことが必要である。

- (5) 最近の石油不足を契機に加速されたエネルギー自給体制確立への動きが、戦後めざましい発展を遂げた経済的相互依存関係を損ない、各国経済を閉鎖体制へ向かわせることがないように注視しなければならない。
- (6) 一次産品の生産国による供給抑制や価格の大幅引上げは、長期的には消費国を国内資源の開発促進や代替物の開発・利用に向かわせることとなり、世界経済全体にとっては非効率的である。米国政府は資源の有効配分の実現に努力を払っている。
- (7) 米国の国際競争力は、60年代後半にとくに消費財を中心として低下したが、為替レートの調整もあってこのところ回復傾向にあり、すでに73年の貿易収支にその効果が現れはじめている。問題は米国の国際競争力のとくに強い農産物および高度技術製品について、先進工業国一般に輸入規制が厳しいことであり、米国としては貿易交渉において非関税障壁等の撤廃または緩和およびそれに代わる各国共通のセーフガード・システムの採用を主張している。

◇ニクソン大統領のエネルギー教書

ニクソン大統領は1月23日、エネルギー教書を議会に提出した。同教書は国内資源開発の必要性を訴えた昨年4月18日の第1回教書に次ぐものであり、当面のエネルギー危機克服のため緊急エネルギー法の早期承認を要請するとともに、長期的には1980年を目標とした「エネルギー自立計画」を打ち出している。概要は次のとおり。

- (1) 当面のエネルギー危機克服策

緊急エネルギー法案の早期成立を要請する。同法案は大統領に対し、石油の強制備蓄、配給制、石油企業に対する超過利得税賦課、大気汚染防止法で規制されている発電所、自動車等の排気ガス規制の一時的緩和措置などの諸権限付与を主たる内容とするものである。
- (2) 長期的対策

1980年までにエネルギーの自給自足体制を確立することを長期目標に次の諸対策を実施する。

 - イ、エネルギー供給量の増加

原子力発電所の建設促進、大陸的な開発による石油、天然ガスの産出量増加、アラスカ・パイプライ

ンの建設、オイルシェールの開発促進、石炭の再活用。

ロ. エネルギー使用の節約

省エネルギー製品の奨励。

ハ. 新エネルギーの研究および開発

研究、開発のための連邦支出の増加——1975会計年度以降5か年間に100億ドルの連邦支出を計上。

ニ. その他

環境規制緩和のための大気汚染防止法の改正、自給促進のため海外での石油生産を行っている米国企業に対する税制上の控除措置の撤廃(国内生産会社に対する控除措置は存続)。

◇米連邦準備制度、イタリア銀行とのスワップ極度額を増額

米連邦準備制度は2月1日、イタリア銀行とのスワップ取決めの極度額を1,000百万ドル増額し総額3,000百万ドルとした。この結果、主要国中央銀行14行および国際決済銀行とのスワップ取決め額は総額18,980百万ドルとなった。

米連邦準備制度のスワップ取決め額

(単位・百万ドル)

	取決め額
オーストリア国民銀行	250
ベルギー国民銀行	1,000
カナダ銀行	2,000
デンマーク国民銀行	250
英 蘭 銀 行	2,000
フ ラ ン ス 銀 行	2,000
ドイツ・ブンデスバンク	2,000
イ タ リ ア 銀 行	3,000
日 本 銀 行	2,000
メ キ シ コ 銀 行	180
オ ラ ン ダ 銀 行	500
ノ ル ウ ェ ー 銀 行	250
ス ウ ェ ー デ ン 銀 行	300
ス イ ス 国 民 銀 行	1,400
国 際 決 済 銀 行	1,850
うち(スイス・フラン分)	(600)
総 額	18,980

欧 州 諸 国

◇英国、労働党内閣の成立

英国の総選挙は2月28日実施され、労働党が保守党を

押さえて3年8か月ぶりに政権を獲得した(獲得議席数、労働党301、保守党296、自由党14、その他とも計635)。これに伴い新首相には Harold Wilson が就任、主閣僚が次のとおり選任された(組閣完了3月5日)。なお、少数与党単独内閣は、1929年の James MacDonald 労働党内閣以来45年ぶりのことである。

蔵相(Chancellor of the Exchequer)

Denis Healey

外相(Foreign Secretary)

James Callaghan

内相(Home Secretary)

Roy Jenkins

雇用相(Secretary for Employment)

Michael Foot

国防相(Secretary of State for Defence)

Roy Mason

枢密院議長(Lord President of the Council)

Edward Short

農相(Minister of Agriculture)

Fred Peart

社会保障相(Secretary of State for Social Services)

Barbara Castle

ランカスター公領相(Chancellor of the Duchy of Lancaster)

Harold Lever

産業相(Secretary of State for Industry)

Tony Benn

貿易相(Secretary of State for Trade)

Peter Shore

物価相(Prices Secretary)

Shirley Williams

大法官(Lord Chancellor)

Sir Elwyn Jones

◇西ドイツ政府、年次経済報告を発表

西ドイツ政府は2月6日、要旨次のような1974年年次経済報告(注)を閣議決定した。

(注) 経済安定・成長促進法第2条に基づき政府が議会に対し提出義務を負っているもの。

(1). 1974年の財政・金融政策の目標等

イ. 政府が目標とする最大の課題は、景気後退下で現状以上の失業の増大を食い止めると同時に、石油価格の引上げによりさらに強まった諸コストおよび物価の上昇傾向を抑制することである。

ロ. 本年の実質経済成長率は2%をめどとし、ゼロないしマイナス成長の事態(eine Stagnation oder gar ein Rückgang des realen Bruttosozialprodukts)が生じないように努力する。

ハ. 失業率は年平均で2%程度に抑える(前年実績1.2%)。

ニ. 消費者物価については、石油価格の急騰にもかかわらず

ならずその平均上昇率を8~9%に抑制する(前年実績7.2%)。

ホ. 上記の諸目標を実現するためには本年の1人当り賃金上昇率を8.5~9%(時間当り賃金では約10%)に抑えることが必要である。

ハ. 本年の輸出については不確定要因が多く予想はむずかしいが、これまでの高水準の輸出受注および受注残高からみてあまり悲観的になる必要はない。本年の海外経常余剰は石油価格引上げによる輸入増を考慮しても150~200億マルク(前年実績265億マルク)と見込まれ、そのGNPに占める比率は1.5~2.0%(前年同2.9%)と政府の中期目標と調和のとれた姿をとり戻すこととなろう。

(2) 政策運営方針等

イ. 今後の財政金融政策の運営は、基本的には、景気政策に関する12月19日(1月号「要録」参照)の閣議決定の方針に沿って行うものとする。

ロ. 政府とブンデスバンクは、金融政策の運営について従来の安定指向的な基本線(die stabilitäts orientierte Grundlinie der Geld-und Kreditpolitik)を堅持するとともに市場の実勢による金利低下はこれを妨げない方針をとることで意見の一致をみている。もちろん経済情勢の変化には時期を失することなく対応するとともに、対外面から生ずる流動性減少(短資流出)には国内金融面の措置によりこれを相殺するなど弾力的に対処する。

ハ. 賃金統制ないしこれと類似の所得政策(Lohnkontrollen und ähnlichen Eingriffen beruhende Einkommenspolitik)は西ドイツの経済体制との調和を欠き、他国の経験からみても物価面での効果も

西ドイツの年次経済報告における政府見通し

(対前年伸び率・%)

	1972年	1973年	1974年
個人消費	+ 9.3	+ 10.4	+ 8.5 ~ 9.5
政府消費	+ 12.5	+ 15.4	+ 14 ~ 15
設備投資	+ 6.1	+ 6.0	+ 4 ~ 6
経常海外余剰(十億マルク)	+ 14.2	+ 26.5	+ 15 ~ 20
GNP成長率(名目)	+ 9.3	+ 11.9	+ 6.5
GDP成長率(実質)	+ 3.0	+ 5.5	0 ~ +2
GNPデフレーター	+ 6.1	+ 6.1	+ 6.5 ~ 7
個人消費デフレーター	+ 5.7	+ 7.2	+ 8 ~ 9
失業率(%)	1.1	1.2	約2
企業・財産所得	+ 6.9	+ 10.3	+ 3 ~ 5
非自営労働による粗所得	+ 9.7	+ 13.4	+ 7 ~ 8.5

期待できないので、これの導入は考えない。

ニ. 石油危機は、対外的な要因によって西ドイツ経済がいかに大きな影響を受けるかということを実証してくれた。長期的に石油供給不足の危険は解消しておらず、政府はこれに対処しうる措置をいつでもとれるよう態勢を整えておかなければならない。

◇ブンデスバンク、金融機関の非居住者に対する外債売却自粛指導を廃止

ブンデスバンクは72年7月以降、金融機関に対しmoral suasionのかたちで手持ち外債の非居住者への売却自粛を指導してきたが、2月13日銀行協会連合会に対し、これを廃止する旨通知した。

◇フランス、第3次メスメル内閣発足

1. 2月27日内閣総辞職のあと、ポンピドー大統領から再び首班に指名されたメスメル首相は、3月1日第3次メスメル内閣の閣僚を発表した。

今回の総辞職および組閣は、インフレ高進に対する国民一般の不満や閣僚間の対立とそれに対する連立与党内部からの批判等内閣に対する不信感が強まったことに対処して実施されたもので、閣僚数も改組前の22から16へと減少させ、より強固で統一のとれた態勢をねらったものとみられている。

しかし、新閣僚がすべて第2次メスメル内閣の閣僚経験者で占められているため、一般に新味に乏しい内閣との反応が多いように見受けられる。

2. 新内閣の顔ぶれは次のとおり。

首相	P. Messmer	(留任)
法相	J. Taittinger	(〃)
経済蔵相	V. Giscard d'Estaing	(〃)
建設運輸相	O. Guichard	(〃)
外相	M. Jobert	(〃)
国防相	R. Galley	(〃)
教育相	J. Fontanet	(〃)
農相	R. Marcellin	(新任)
文化環境相	A. Peyrefitte	(〃)
内相	J. Chirac	(〃)
郵政相	J. Royer	(〃)
労相	G. Gorse	(留任)
厚相	M. Poniowski	(〃)
商工相	Y. Guéna	(新任)
議会関係相	H. Germain	(〃)
情報相	J. P. Lecat	(留任)

◇フランス銀行、エネルギー節約投資に対する規制の適用除外措置を決定

フランス政府は、昨年12月5日発表のインフレーション対策において、エネルギー消費節約につながる貸出については貸出準備率高率適用制度の対象から除外する方針を明らかにしていたが(1月号「要録」参照)、フランス銀行はこのほど大要次のとおりその実施細目を発表した。

(1) 貸出準備率高率適用制度の対象から除外する貸出の範囲

エネルギー消費の節約をもたらす企業の設備更新投資であって、消費カロリーの節約が計量的に把握しうる投資にかかる貸出。ただし、エネルギー消費の節約になる場合でも、増産あるいは新分野への進出のための投資および他企業が使用していた機械設備の下取り投資にかかる貸出については除外の対象としない。

(2) 貸出の判定基準等

- イ. 当該投資額の70%相当額までの貸出。
- ロ. 当該貸出が流動化可能中期信用手形制度の対象となる場合はそれぞれの再割引金融機関(クレディ・ナショナル、国家契約金庫等)が投資に関する審査を行い、同制度の対象にならない場合はフランス銀行が審査。
- ハ. 74年4～6月中に予定される当該貸出および対象投資案件については2月28日までに書類を提出する。

◇オーストリア、預金準備率を引下げ

オーストリア国民銀行は2月27日、預金準備率を3月1日以降6月末日までの間1%(ポイント)引き下げるとともに、対外債務に対する増加額準備率(現行75%)の基準時点を従来の71年8月13日から73年12月末に変更(3月1日実施)する旨決定、発表した。

本措置に関する同行のコメントは次のとおり。

「本措置は引締め緩和を意味するものではなく、このところ国内金融市場が外貨流出、金融引締めの浸透などから著しくひっ迫しているため、先般の政府、金融機関との合意(2月11日)の線に沿ってやや弾力的な配慮を加えようとするものである。本措置による市中流動性の増加額は約38億シリング(うち準備率引下げにより約25億シリング、基準時点変更により約13億シリング)であり、準備率引下げを6月限りとしたのは、夏場の観光収支好転による外資流入から7月以降の国内流動性増加が見込まれるためである。なお、引締め基調堅持の方針に今のところ変わりはない。」

◇オーストリア、金融政策運営および政府の対外借入れ方針を発表

オーストリア大蔵省、オーストリア国民銀行および金融機関の代表者は、2月11日当面の金融政策に関し協議し、以下の諸点で合意をみた旨12日付けで発表した。本合意は、国民銀行が金融引締めの基本線を維持しつつ、最近の外貨流出等に伴う金融ひっ迫に対処するために行われたものとみられる。

(1) 金融引締め政策は堅持するが、金融・資本市場の機能を阻害しないよう従来よりやや弾力的な配慮を行うこととする。

(2) 具体的措置

イ. 市中貸出増加額規制(毎月の貸出増加額は基準時点残高の1%以内)はさしあたり本年6月末まで継続する。ただし、基準時点を従来の72年11月末から73年12月末に変更する。

ロ. 国債の表面利回り(7%)は変更しない。

ハ. 国民銀行は必要な場合には銀行に対して資金援助を行う。

(3) 政府は国内流動性の状態を改善するため、本年中に30億シリングの資金を海外において調達する。

◇ベルギー国民銀行、再割引限度額を削減

ベルギー国民銀行は2月28日、3月の再割引限度額算出に用いる乗率の引下げ(5.5→5.25%)を決定した(注)。この結果、再割引限度額は374億フランと2月(378億フラン)とほぼ同水準に維持されることとなった。

ベルギー国民銀行は、国内インフレ抑制のため2月1日には公定歩合を引き上げる(7.75→8.75%)など引締め姿勢を堅持しており、今回の措置もこうした方針に沿ったものとみられる。

(注) 再割引限度額は、銀行の自己資本、中長期金融債、要求払・定期預金の合計残高に一定乗率をかけて算出されており、この乗率を一定に保つと、預金等の増大に伴い自動的に再割引限度額が増加することになっている。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、期限付きで預金金利を引上げ

韓国銀行は1月23日、①翌24日から7月31日までに金融機関が受け入れる定期預金と定期積金の最高金利を引き上げる(年利、各12.6→15.0%、12.0→13.2%)とともに、②同期間中に限り金利を優遇した特別定期家計預金(年利16.0%)を新設する旨発表した。これに伴い大韓金融団(日本の全銀協に相当)では、定期預金および定期積

金の期間別金利ならびに特別家計預金の細目を以下のとおり定めた。

今次措置は、石油危機を契機とした物価上昇の加速化が目だつおりから、市中流動性の吸収による物価上昇圧力の軽減と個人預金の減価防止をねらったものといわれている。

(1) 定期預金・積金の期間別金利(単位、年利・%)

定期預金	改訂後(注1)	改訂前
3か月以上6か月未満	12.0	9.0
6か月以上1年未満	13.2	10.8
1年以上2年未満	15.0(注2)	12.6
2年以上2年6か月まで		
定期積金		
6か月	9.0	7.8
1年	11.2	10.0
1年半	11.7	10.5
2年	12.2	11.0
2年半	12.7	11.5
3年	13.2	12.0

(注1) 定期預金・積金とも、8月1日以降は改訂前の金利にもとる。ただし、3か月以上6か月未満と6か月以上1年未満の定期預金については、改訂前金利が73年12月10日から74年1月23日までの期限付きで引き上げられていたため、その前の年利各6.0%、8.4%にもとる。

(注2) 預入日から1年6か月間適用し、その後は改訂前の利率を適用。

(2) 特別定期家計預金の細目

預入者	個人に限る
利率	年16.0%
期間	1年
最高限度	500千ウォン
受入れ期間	74年1月24日から74年7月31日まで

◇韓国、1973年の外国人投資状況を発表

韓国政府の経済企画院は1月中旬、73年中の外国人投資状況(認可ベース)を発表した。これによると、同年中の外国人投資は382件、314百万ドルと前年(180件、113百万ドル)に比べ件数で2.1倍、金額で2.8倍の急増を示し、この結果、73年末の投資累計は849件、650百万ドルに達した。国別にみると、72年以降日本からの投資増大が著しく、日本は73年末投資累計額の67.2%を占める最大の投資国となっている(なお73年中の国別投資額は未公表)。また業種別には、近年労働集約的な繊維、電気機器、鋳物関係が大幅に増加し、またホテル観光部門も観光ブームを映じて急増している(73年末累計額中ウエイト、繊維21.2%、電気製品15.1%、ホテル観光18.9%)。

このような外国人投資の著増は、①韓国が工業化推進の見地から外資導入の促進を図っていることのほか、②2度にわたる通貨調整によって輸出基地としての同国の優位性が高まったこと、③先進国、とくに日本において

外国人投資認可額の推移

	1966年	67年	68年	69年	70年	71年	72年	73年	73年末(注)累計
件数	9	19	29	35	90	90	180	382	849
投資額(百万ドル)	2.2	20.0	25.6	30.5	65.4	50.9	113.3	314.1	650.2

(注) 73年末累計のうち、馬山輸出自由地域分は件数113件、投資額79百万ドル。

外国人投資累計額の内訳(1973年末)

(1) 国別内訳

	件数	金額		
		シェア	シェア	
	件	%	百万ドル	%
日本	695	81.9	436.9	67.2
米国	114	13.4	174.3	26.8
西ドイツ	9	1.1	8.7	1.3
パナマ	8	0.9	7.3	1.1
香港	9	1.1	5.5	0.8
その他	14	1.6	17.5	2.8
合計	849	100.0	650.2	100.0

(2) 業種別内訳

	件数	金額		
		シェア	シェア	
	件	%	百万ドル	%
繊維・縫製品	95	11.2	137.8	21.2
電気製品・電子部品	169	19.9	98.4	15.1
鉄鋼・金属	58	6.8	36.5	5.6
ホテル・観光	25	2.9	123.2	18.9
石油	4	0.5	33.0	5.1
その他	498	58.7	221.3	34.1
合計	849	100.0	650.2	100.0

(3) 形態別内訳

	件数	金額		
		シェア	シェア	
	件	%	百万ドル	%
単独投資	145	17.1	228.4	35.1
合弁投資	704	82.9	421.8	64.9
合計	849	100.0	650.2	100.0

公害規制の強化や地価の高騰などを映じて工業立地難が深刻化していること、などによるものとみられている。

◇南ベトナム、為替レートを切下げ

南ベトナムは国際収支の悪化に対処して、1月4日の切下げ(2月号「要録」参照)に続き2月4日、為替レートを1米ドル=560ピアストルから575ピアストルに切り下げた(切下げ率2.6%)。なお米国援助物資の輸入については、1米ドル当り85ピアストルの特別補助金が交付されている(74年1月14日以降)ので、実効為替レートは1米ドル=490ピアストル(従来475ピアストル)となる。

◇タイ、公定歩合等を引上げ

タイ中央銀行は1月30日、公定歩合引上げをはじめとする一連の金融引締め措置を発表した。

本措置の概要、背景等次のとおり。

(1) 措置の概要

- イ. 公定歩合(国債担保貸出金利)を従来の10%から11%に引き上げる(1月31日実施、前回の変更は73年8月<8→10%>)。
- ロ. 商業銀行の支払準備率(注)を従来の7%から8%に引き上げる(3月1日実施、支払準備率変更は69年5月<6→7%>以来4年10ヵ月ぶり)。
- ハ. 商業銀行の預貸金金利を次のとおりそれぞれ1%引き上げる(2月1日実施)。

預金金利	(年利・%)	
	新	旧
貯蓄預金	4.5	3.5
定期預金		
3ヵ月以上6ヵ月未満	6.0	5.0
6ヵ月以上12ヵ月未満	7.0	6.0
1年以上	8.0	7.0
ただし外貨預金の最高金利(12%)は据置き。		
	新	旧
貸出最高金利	15.0	14.0

なお、これに伴いプライム・レートは10.5%から11.5%に引き上げられた模様。

(2) 背景

今次措置は、①73年8月の公定歩合引上げ(10月号「要録」参照)後も商業銀行貸出の増大などを映じてマネー・サプライの増勢が衰えず、石油危機を契機とした投機買い(石油製品、食糧等)の活発化も加わって消費者物価の騰勢が一段と強まっていること(73年8月前年同月比+12.0%→12月同+16.5%)、②軍事政権退

陣(73年10月)後の華僑資本の海外逃避もあって金融市場が窮迫化し、コール・レートの上昇(73年12月9.5%→74年1月10.5%)、商業銀行の中央銀行借入れが急増をみていること、などに対処したものとされている。

(注) 支払準備率 = $\frac{\text{中央銀行預け金}}{\text{総預金残高} - \text{小切手保有残高}}$
ただし、支払準備必要額の50%は登録国債で代用できる。

◇インドネシア、外資導入のガイドラインを発表

インドネシア政府は1月22日、外資導入に関するガイドラインを発表した。その概要、背景等次のとおり。

(1) ガイドラインの概要

イ. 外資企業の設立

外資企業の設立は、すべて土着インドネシア人のみをパートナーとする合弁のかたちをとり、設立後は政府が定める一定期間内に外資比率を49%にしなければならない。

ロ. 既存外資企業の出資比率

既存の外資は、政府が定める一定期間内に出資比率49%を超える持株部分をインドネシア側のパートナーに譲渡し、インドネシア側の出資比率が51%になるよう努力しなければならない。

ただし、インドネシア側パートナーが外国系インドネシア人(中国、アラブ、インド系等)の場合には、インドネシア側の持株の2分の1を資本市場を通じて土着インドネシア人に譲渡するようにする。

ハ. ネガティブ・リストの拡大

外資導入を禁止した業種のネガティブ・リスト(従来は軽工業39業種と公共事業)は、国内需要の充足が可能とみられる業種ないし保護育成を要する業種にも拡大する。

ニ. 現地人の雇用義務

外資企業はできるだけ多くのインドネシア人を雇用し、インドネシア人に技術訓練を行わなければならない。

ホ. 税法上の優遇措置の縮小

新設の外資企業に対するタックス・ホリデー(一定期間の法人税減免)、輸入税の軽減など税法上の優遇措置は今後縮小する。

(2) 背景

同国では、現スハルト政権の成立(65年10月)以後、開発政策の一環として外資導入を促進してきたが、①外資は主に華僑資本と提携していることから民族資本の発展に寄与するところが少ない、②日本など特定国の外資のウエイトが急速に高まり(外資導入認可の73

年11月末累計額29.1億ドルのうち日本5.1億ドル)、外資による経済支配のおそれがある、などの批判が最近強まっていると伝えられている。こうした事情に加えて、輸入代替工業が外資企業を中心に有程度育成されてきたことから、政府は従来の外資政策を修正する上記ガイドラインを打ち出し、これに基づいて今後、具体的な規制措置を実施する意向といわれている。

◇インドネシア、1974年度予算案を発表

インドネシア政府は1月7日、1974年度(4月～75年3月)予算案を議会に提出した。

本予算案の概要、次のとおり。

- (1) 歳入は、石油価格高騰に伴う石油会社税の急増(前年度比2.6倍)を主因に関税の増加(同2.2倍)もあり、総額1兆5,773億ルピアと前年度比83%の大幅増加。なお、外国援助は若干の増額(前年度比12%)をみているものの、歳入全体に占めるウェイトは前年度の22%から14%に低下。
- (2) かかる歳入増に見合って歳出も前年度比83%拡大され(収支均衡は維持)、①経常支出(前年度比+86%)では、公務員給与が消費者物価の高騰(73年中+31%)に伴う実質収入減を補てんし士気高揚を促す見地から大幅に引き上げられていること(人件費、前年度比+65%)、②開発支出(同+79%)では、第2次開発5か年

インドネシアの1974年度予算案

(単位・億ルピア)

	1974年度	1973年度	増加率	
歳 出	経常支出	9,616	5,183	85.5
	うち人件費	4,051	2,461	64.6
	物件費	1,747	1,057	65.3
	地方自治体 交付金	1,684	1,012	66.4
	開発支出(注)	6,157	3,441	78.9
	うち農業部門	960	—	—
	運輸・観光部門	710	—	—
	教育・文化部門	535	—	—
地域開発	980	—	—	
計	15,773	8,624	82.9	
歳 入	経常収入	13,634	6,710	103.2
	うち石油会社税	6,537	2,524	159.0
	関税	1,673	764	119.0
	外国援助	2,139	1,914	11.8
	計	15,773	8,624	82.9

(注) 開発支出の内訳項目については、74年度に分類方式が変更されたため前年度との比較は困難。

計画(74年4月開始)の重点部門である農業開発、地域開発、インフラストラクチャや教育の整備等に優先的な資金配分が行われていること、などが目だつ。

◇アラブ連盟、アラブ銀行設立等を決定

アラブ連盟(注1)は1月22、23の両日、カイロにおいてアフリカ統一機構(注2)との合同関係会議(注3)を開催、石油大幅値上げのアフリカ諸国に及ぼす影響を緩和し同諸国への開発援助を推進する観点から下記の諸措置を決定した。

- (1) 石油価格引上げにより打撃をこうむったアフリカ諸国に対し緊急援助を行うため、アラブ経済援助基金を設置する(拠出額2億ドル、融資条件は年利1%、返済期間8年以上)。
- (2) アフリカ諸国の経済開発を目的としてアラブ銀行を設立する(資本金1.95億ドルで発足し5億ドルまで増資、年利2.5%、返済期間30年のソフト・ローンを供与)。
- (3) アフリカ諸国への技術援助を目的としたアラブ技術援助基金を設置する(拠出額15百万ドル)。

(注1) アラブ連盟はアラブ諸国相互間の経済協力と安全保障を目的として1945年3月結成。現加盟国はアラブ産油国を主体に18か国。

(注2) アフリカ統一機構はアフリカ諸国の団結、相互間の経済協力等を目的に63年5月結成。現加盟国は41か国。

(注3) 本会議への参加国は次の17か国。

- (1) アラブ連盟側10か国…サウジアラビア、クウェート、カタール、アラブ首長国連邦、バーレーン、イラク、エジプト、シリア、リビア、アルジェリア。

- (2) アフリカ統一機構側7か国…スーダン、ザイール、タンザニア、カメルーン、ガーナ、マリ、ボツワナ。

◇イスラム教国蔵相会議、開発銀行の設立を決定

イスラム教国蔵相会議(注)は73年12月16日、ジエダ(サウジアラビア最大の商業都市)で開催され、サウジアラビアの提唱にかかるイスラム開発銀行(Islamic Bank for Development)の設立を決定した。

同開発銀行の概要は次のとおり。

- (1) 目的…イスラム教国の経済開発と各国間の経済協力推進。
- (2) 加盟国…イスラム教国蔵相会議の全加盟25か国。
- (3) 資本金…10億ドル(すでにカタールとヨルダンが各60百万ドル、1.2百万ドルの拠出を決定したと伝えられる)。
- (4) 本店設置予定地…ジエダ。
- (5) 設立準備…上記蔵相会議の事務局長(Abdul Rahman——マレーシア元首相)を委員長とする設立準備委員会を設置。

(6) 業務開始予定…74年末。

(注) イスラム教国蔵相会議は、サウジアラビアの提唱により71年5月結成。加盟国間の経済問題の討議を主目的とする。現加盟25か国は次のとおり。

- (1) アジア3か国…マレーシア、インドネシア、パキスタン。
 (2) 中東9か国…サウジアラビア、クウェート、カタール、アラブ首長国連邦、ヨルダン、レバノン、イエメン、オマーン、トルコ。
 (3) アフリカ13か国…リビア、アルジェリア、モロッコ、チュニジア、エジプト、スーダン、ソマリア、チャド、ニジェール、マリ、モーリタニア、セネガル、ギニア。

◇ニュージーランド、流動比率規制を強化

ニュージーランド準備銀行は、インフレの加速化(消費者物価前年同期比、73年7～9月+8.9%→10～12月+10.1%)に対処して市中流動性の圧縮を図る見地から、1月1日商業銀行の流動比率(注)を次のとおり引き上げた。

	新	旧
要求払預金	50%	44%
定期預金	20%	18%

(注)

流動比率 = $\frac{\text{準備資産(準備銀行預け金+現金+大蔵省短期証券+国債)}}{\text{要求払預金(または定期預金)}}$

共産圏諸国

◇コメコン諸国の1973年の工業生産

2月6日付けのソ連政府機関紙イズベスチヤは、コメコン加盟東欧諸国の1973年経済実績を発表した。すなわち、工業生産についてはチェコスロバキアが前年の伸びをわずかながら下回ったほかはいずれも前年を上回る伸びを示し、なかでもルーマニア、ブルガリア、ポーランドはともに10%以上の前年比増加率を記録するなど総じて好調であった。これに伴い国民所得の前年比増加率も

チェコスロバキアを除き軒並み前年の実績を上回った。東欧諸国の工業生産好調の要因としては、農業生産が順調であったこと、技術革新の進捗により生産性が上昇したことなどが指摘される。

東欧諸国の工業生産等

(前年比増加率・%)

	工業生産		国民所得	
	1972年	1973年	1972年	1973年
東 ド イ ツ	6.3	6.8	5.4	5.5
チ エ コ	6.4	6.3	5.6	5.2
ス ロ バ キ ア	5.6	7.2	5.0	6.5～7.0
ハンガリー	10.8	12.0	9.0	10.0
ポーランド	11.7	15.0	10.0	10.8
ルーマニア	8.3	10.6	7.0	8.7
ブルガリア				

◇ソ連、ドナウ銀行をウィーンに設立

ソ連は、東西金融交流の活発化に伴い西側に所在する金融機関の拡充を図ってきたが、2月初旬、オーストリアの現地法人ドナウ銀行をウィーンに設立した(注)。主要内容は以下のとおり。

資本金 1億オーストリア・シリング

株主 全額ソ連側(国立銀行<Gosbank>と外国貿易銀行<Vneshtorgbank>、持株比率不詳)。

営業開始 4月1日

主要業務 コメコン諸国とオーストリアとの間の貿易決済資金の融資。

(注) ウィーンでは71年4月、東西貿易の決済を主要業務とする国際金融公社「セントロフィン」(ポーランドおよび西側6か国の共同出資、資本金700万オーストリア・シリング)が設立され、すでに営業を開始している。